

転籍届について

ご提出いただく書類 転籍届

新しい本籍について

新しく本籍を置きたい場所に地番があれば、本籍を置けます。
稲城市の住所地に本籍を置く場合の例は、以下のとおりです。

- (1) 住所が「稲城市□□(町名)▲▲丁目△△番地の○○ ××マンション***」の場合、本籍は「**稲城市□□(町名)▲▲丁目△△番地○○**」となります。
 - (2) 住所が「稲城市□□(町名)△△番地の○○ ××マンション***」の場合、本籍は「**稲城市□□(町名)△△番地○○**」となります。
- ※ 住所の方書き（マンション名等）は本籍に記載されません。

署名について

- 筆頭者・配偶者が生存している場合は、**二人の署名が必要です。**
※ お二人の署名がない場合は届出を受理できません。お持ち帰りいただき、再度届出に来ていただくこととなります。
- 筆頭者又は配偶者が亡くなっている場合は、亡くなった方の署名押印欄は空欄です。
- 必要事項・署名が揃っていれば、提出する際はお一人でも構いません。

転籍届を届け出た後の戸籍について

- 過去の身分変動で現在継続していない項目については、転籍後の戸籍には記載されませんのでご注意ください。
- 相続等により「出生から現在までの戸籍が必要」になった場合、**戸籍を変動するごとに集める戸籍が増えることとなります。**

新しい戸籍を取得できるようになる日数について

新しい戸籍を取得できるようになる日数は以下の通りです。

- (1) **稲城市を新本籍地**に指定して稲城市に届け出た場合、**4営業日後**です。
- (2) **稲城市外を新本籍地**に指定して稲城市に届け出た場合、**約2週間後**です。
新本籍地の都合により前後します。